

みんなが
ひとしく
もっている



子どもの けんり

プロジェクト



先生のための

子どもの権利条約 ヒントブック

小学生

子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？
子どもに、どのように権利について教えるのか？
先生方のヒントになる考え方や、
授業で使えるツールをあつめました。

もくじ

私たち先生が「子どもの権利」に ……………	01
ついて知ると、何がかわるの？	
だから私は、子どもの権利を教えたい ……	02
「子どもの権利条約」「こども基本法」って？…	03
先生からの率直な疑問に答えます！ ……	04
読んでみよう！ ……………	05
「子どもの権利条約」第1～40条	
歌から学ぶ子どもの権利 ……………	07
～「こえ」のうた 動画の解説&指導案・ワークシート&歌詞	
動画で学ぶ子どもの権利 低学年 ……	11
～「あたりまえ認定」 動画の解説&指導案・ワークシート	
動画で学ぶ子どもの権利 高学年 ……	23
～ジーン&ケーン「学んでみよう！子どもの権利」 動画の解説&指導案・ワークシート	

何が変わるの？

「子どもの権利」について知ると、

私たち先生が

生徒たちが荒れていた学校で、「子どもたちが学校に来なくなったらどうなるのだろう」と考えた先生がいます。その先生は、「そうだ、子どもたちが来てくれなくなったら自分たちの仕事はなくなってしまうんだ」と気がつきました。以来、朝、教室の前で、生徒たちに「今日も来てくれてありがとう」と迎え、帰り際には「今日も僕の授業を聞いてくれてありがとう」と送りだし始めたというのです。すると、生徒たちの荒れは次第になくなっていきました。

勇気ある先生だと思いませんか。心の底からそう思うようになったというのです。

この先生がしていることは、生徒にへりくだったり、おもねったりしているのではなく、教員は生徒の上にある存在だと考えない、ということです。学ぶ者と、学びを支援しようとする人は、ある意味人間として同等の存在なのだと考えるわけです。役割が異なっているだけ。一方的に決めて押しつけることはやめて、できるだけ子どもに相談して進める。それがおとな、教員の現代的なモラルだと考えたのです。

また、別の機会にカナダのある人に、日本の普通の公立の中学校の校則を読んでもらったら、「これは刑務所の規則ですか？」と言われたことがあります。そう見えるんですね。「カナダではこうした校則はないのですか？」と聞くと、「こういうものではなく簡単なパンフレットが配られることが多いですね」と教えてくれました。こんな内容が書いてあるんだそうです。「この学校では、子どもたちは次のような権利をもっています。第一に誰もがわかるまで教えてもらう権利をもっています。第二に誰もが人種や性別、肌の色、宗教などで一切差別されない権利をもっています」。この差に愕然としました。日本でも、校則ではなくて、どの学校でも子どもの権利が各クラスに貼られているようになるといいな、と心から思ったものです。

子どもの権利の“権利”は英語の“right”の訳語です。rightは元々「正しい」という意味です。ですから、子どものrightとは、子どもにとって正しいこと、正当なこと、そうあってしかるべきこと、という意味にもとれます。人間としてリスペクトして接するということです。子どもの発想にガキっぽいと感じるのではなく、面白いことを考えるなあと、一歩引いて感じ取る。それが子どもをリスペクトすること。もう少し強調すると、子どもの尊厳を守る、大事にする、ということになるでしょう。

今、子どもと接するときに「子どもを赤ん坊のときから未熟な存在、おとなの指示が必要な存在と考えることをやめよう」、「子どもは経験とか経験知とかがおとなより少ないだけで、人としてはおとなと同等と考えよう」となってきました。そう接すると、子どもたちも責任をもって発言し、行動するようになっていくのです。まずは子どもの意見をしっかりと聞くということから始めてみませんか。

東京大学名誉教授
汐見稔幸

戸惑いの日々に

子どもたちにとって、この動画は、日々の生活上のトラブルを、客観的に考える機会になると思います。でもそれだけではなく、「どうして、男の子と女の子は違うの?」「〇〇されたらイヤだったの?」など、子どもからの質問や意見に、どう答えたらいいか、おとな自身が戸惑った時、この教材を見て接し方の参考にしたいと思います。

幼稚園園長(山梨県)

がマンしてる子 いませんか?

例えば、「子どもの権利条約」の中に出てくる「不当な労働」という言葉からは、発展途上国や貧困家庭・ヤングケアラーなど特別な環境がイメージされますが、「不当な我慢を強いられる」という点では、似たようなことは学級でも起きているのではないかと、声なき声を見過ごしているのではないかと考えました。この教材は、イヤなことはイヤと言えること、お互いの気持ちを尊重することを考えるきっかけになると思います。

義務教育学校副校長(神奈川県)

だから私は、 子どもの権利を教えた

～教材活用について 現場の先生方の声～

変えていく力

中高生は、生徒会活動や、校則について考える機会も多いです。その際に、この動画を使うことで、「自分たちで考えたことを発信していくことで、世の中とか自分の身の回りが変わっていく、これって実は権利として認められているんだ!」ということを実感してもらえるかもしれない。子どもたちが議論するときの導入に良さそうです。

中学校教諭(大阪府)

守る

子どもたちは、社会的に弱い存在です。いじめ、SNS上での悩み、性犯罪などさまざまな問題に直面する可能性があります。「自分は大切な存在なんだ!」「自分自身の思いをもっと大事にしたいんだ!」という気づきを本教材で生み出すことができると思います。それと同時に、自分の権利だけが大事なのではなく、相手の権利も同じく大切であり、お互いを尊重することの大切さにも気づいていくことで、素敵な社会につながっていくのではないのでしょうか。

大学准教授(北海道)

「子どもの権利条約」 「こども基本法」って？

子どもは権利の主体！

- 「子どもの権利条約」では、子どもは「弱くておとなから守られる存在」というだけでなく、「ひとりの人間として人権(権利)をもっている」、つまり、「権利の主体」とであると認めています。
- 子どもがおとなと同じくひとりの人間としてもつ人権と、もって生まれた可能性や能力を伸ばしながら健やかに成長するために必要なものやこと。それらが、子ども一人ひとりもっている「子どもの権利」です。
- 「人権」と同じように、「子どもの権利」も無条件に、すべての子どもが生まれながらにもっているものです。たとえば何か義務を果たしたときに与えられるものではなく、また何かの罰として取り上げられるものでもありません。
- 子どもは、なぜ権利について学ぶ必要があるのか？それは、自らが権利の主体であると知ることが、子どもの権利を守る第一歩になるからです。

「子どもの権利条約」について

- 1989年の国連総会で採択され、日本も1994年に批准しました。
- 前文と54条からなる条約で、その中でも特に第1～41条は子どもがもつ権利を具体的に定めています。

4つの原則

- 「子どもの権利条約」の基本的な考え方は、右の4つの原則に表されます。それぞれ、条文に書かれている権利であるとともに、あらゆる子どもの権利の実現を考える時に、合わせて考えることが大切であるとされています。これらの原則は、「こども基本法」(下述)の基本理念にも取り入れられています。

「こども基本法」・「こども大綱」について

- 2023年には、「憲法」と「子どもの権利条約」の精神にのっとり、すべてのこども・若者が幸せな生活を送ることができる社会を目指すために、こどもや若者に関する取り組みを進めていくことを決めた「こども基本法」が施行されました。
- この「こども基本法」に基づき2023年に閣議決定された「こども大綱」では、こども・若者は権利の主体であり、今とこれからの最善の利益を図ること、こども・若者の声を聴きながらともに進めていくことといった、こども施策に関する政府の基本的方針が掲げられています。

子どもの権利条約 4つの原則



2 差別の禁止(差別のないこと)

すべての子どもは、子ども自身や親の人種や国籍、性、意見、障がい、経済状況などどんな理由でも差別されず、条約の定めるすべての権利が保障されます。



3 子どもの最善の利益 (子どもにとって最もよいこと)

子どもに関することが決められ、行われる時は、「その子どもにとって最もよいことは何か」を第一に考えます。



6 生命、生存及び 発達に対する権利 (命を守られ成長できること)

すべての子どもの命が守られ、もって生まれた能力を十分に伸ばして成長できるよう、医療、教育、生活への支援などを受けることが保障されます。



12 子どもの意見の尊重 (子どもの声を聞くこと)

子どもは自分に関係のある事柄について自由に意見を表すことができ、おとなはその意見を子どもの発達に応じて十分に考慮します。



もっと詳しく！「子どもの権利条約」

こどものけんり
プロジェクト

<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



子どもの権利が守られた
学校・園づくり

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/crc/>



子どもの権利条約
特設サイト

<https://www.unicef.or.jp/crc/>



先生からの率直な 疑問に答えます！

Q

子どもが権利について
学ぶと、わがままに
なったりしませんか？

A そのような心配をよく耳にします。でも、学習を積み重ねていくと、互いを認め合い、尊重する意識が生まれます。なぜなら、自分に権利があることを本当に学んだ子は、同時に友だちにも同じく権利があることを知るからです。自分の権利を主張することと「わがまま」は違う、ということに気づくと思います。お互いに、自分の意見がいつも通るわけではないけれど、“無視されずに聞いてもらえる”という安心感が生まれ、おとなと子どもの信頼関係につながります。

Q

「子どもの権利条約」を
教えることは、学級運営に
役立ちますか？

A 子どもたち自身で話し合いをする力が育まれます。意見を言ってもいい、ということ、いろんな違った意見がある、ということ、自分の意見も相手の意見も大切にすると、ということを学ぶことで、意見がぶつかった時も、話し合いをできるようになります。ただし、「子どもの権利条約」は、おとなが一方的に子どもたちをコントロールするための手段として使うものではありません。「子どもの権利」が守られる学校・園づくりとは、子どもたちの尊厳が守られ、子どもたちの主体性が尊重される環境を築くことでもあります。

Q

自分の権利が侵害されている
ことに気づいた子がいます。
どうしたらいいですか？

A 「子どもの権利」についての学びの過程では、子どもたちが自分の経験を告白する、あるいは自分の権利が守られていないことに気づくことがあるかもしれません。おとなたちが子どもの心に寄り添いサポートすること、プライバシーに配慮することも必要です。個別に話を聞く場をつくるなど、学校に子どもをサポートする体制が整っていることが必要です。

Q

「子どもの権利条約」に
書かれている権利同士が、
両立しないことがあります。
他より優先される権利は
あるんですか？

A 学校・園生活のいろいろな場面では、子ども同士の守りたい権利が衝突する場面も出てきます。そのような場合には、状況を総体的に見ながら、よい解決策を共に考えお互いに努力をする必要があります。また、子どもの置かれている状況によっては、ある権利を守るために、ある権利を一時的に制限しなければならないことも起こるかもしれません。忘れてはならないことは、常にその子どもの最善の利益とは何かを考えられていることです。

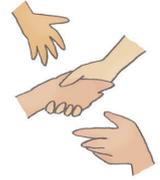
Q

子どもの権利について
子どもがわかっているか、どこで
判断したらいいですか？

A まず、知るということが大きな一歩です。「子どもの権利条約」について知ったうえで、子どもたちが「権利が守られるようにしていきたい」と思えるようになるかどうか。子どもたちと対話する日々の生活の中で、自他を尊重する意識や自己肯定感、自己効力感が育まれているか、子どもの権利についてわかっているかが、見えてくるのではないのでしょうか。

子どもの権利条約 第1～40条

日本ユニセフ協会抄訳

<p>第1条【子どもの定義】</p> <p>18歳になっていない人を子どもとします。</p> 	<p>第2条【差別の禁止】</p> <p>すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、性のちがい、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障がいがあるかないか、お金持ちであるかないか、親がどういう人であるか、などによって差別されません。</p> 	<p>第3条【子どもにもっともよいことを】</p> <p>子どもに関係のあることが決められ、行われるときには、子どもにもっともよいことは何かを第一に考えなければなりません。</p> 	<p>第4条【国の義務】</p> <p>国は、この条約に書かれた権利を守るために、必要な法律を作ったり政策を実行したりしなければなりません。</p> 
<p>第5条【親の指導を尊重】</p> <p>親（保護者）は、子どもの発達に応じて、適切な指導をします。国は、親の指導を尊重します。</p> 	<p>第6条【生きる権利・育つ権利】</p> <p>すべての子どもは、生きる権利・育つ権利をもっています。</p> 	<p>第7条【名前・国籍をもつ権利】</p> <p>子どもは、生まれたらすぐに登録（出生届など）されなければなりません。子どもは、名前や国籍をもち、できがかり親を知り、親に育ててもらった権利をもっています。</p> 	<p>第8条【名前・国籍・家族関係が守られる権利】</p> <p>国は、子どもが、名前や国籍、家族の関係など、自分が自分であることを示すものをむやみにうばわれないように守らなくてはなりません。</p> 
<p>第9条【親と引き離されない権利】</p> <p>子どもには、親と引き離されない権利があります。子どもにもっともよいという理由から、引き離されることも認められますが、その場合は、親と会ったり連絡したりすることができます。</p> 	<p>第10条【別々の国にいる親と会える権利】</p> <p>国は、別々の国にいる親と子どもが会ったり、一緒にくらしたりするために、国を出入りできるよう配慮します。親がちがう国に住んでいても、子どもは親と連絡をとることができます。</p> 	<p>第11条【よその国に連れさらされない権利】</p> <p>国は、子どもが国の外へ連れさられたり、自分の国にもどれなくなったりしないようにします。</p> 	<p>第12条【意見を表す権利】</p> <p>子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。</p> 
<p>第13条【表現の自由】</p> <p>子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。</p> 	<p>第14条【思想・良心・宗教の自由】</p> <p>子どもは、思想・良心・宗教の自由についての権利をもっています。</p> 	<p>第15条【結社・集会の自由】</p> <p>子どもは、ほかの人びとと一緒に団体をつくったり、集会を行ったりする権利をもっています。</p> 	<p>第16条【プライバシー・名誉の保護】</p> <p>子どもは、自分や家族、住んでいるところ、電話やメールなどのプライバシーが守られます。また、他人から誇りを傷つけられない権利をもっています。</p> 
<p>第17条【適切な情報の入手】</p> <p>子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れる権利をもっています。国は、本、新聞、テレビ、インターネットなどで、子どものためになる情報が多く提供されるようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第18条【子どもの養育はまず親に責任】</p> <p>子どもを育てる責任は、まずその両親（保護者）にあります。国はその手助けをします。</p> 	<p>第19条【あらゆる暴力からの保護】</p> <p>どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、不当な扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。</p> 	<p>第20条【家庭をうばわれた子どもの保護】</p> <p>家庭をうばわれた子どもや、その家庭環境にとどまることが子どもにとってよくないと判断され、家庭にいたることができなくなった子どもは、かわりの保護者や家庭を用意してもらったり、国から守ってもらうことができます。</p> 

※「子どもの権利条約」は前文と54条の条文から成り立っています。

日本ユニセフ協会では具体的な子どもの権利を定めた第1～40条を、わかりやすい抄訳として公開しています。

前文と全54条(政府訳)はこちらから ▶ https://www.unicef.or.jp/about_unicef/about_rig_all.html



<p>第21条【養子縁組】</p> <p>子どもを養子にする場合には、その子どもにとって、もっともよいことを考え、その子どもや新しい親(保護者)のことなどをしっかり調べたうえで、国や公の機関だけが養子縁組を認めることができます。</p> 	<p>第22条【難民の子ども】</p> <p>自分の国の政府からはく書をのがれ、難民となった子どもは、のがれた先の国で守られ、援助を受けることができます。</p> 	<p>第23条【障がいのある子ども】</p> <p>心やからだに障がいがある子どもは、尊厳が守られ、自立し、社会に参加しながら生活できるよう、教育や訓練、保健サービスなどを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第24条【健康・医療への権利】</p> <p>子どもは、健康でいられ、必要な医療や保健サービスを受ける権利をもっています。</p> 
<p>第25条【施設に入っている子ども】</p> <p>施設に入っている子どもは、その扱いがその子どもにとってよいものであるかどうかを定期的に調べてもらう権利をもっています。</p> 	<p>第26条【社会保障を受ける権利】</p> <p>子どもは、生活していくのにじゅうぶんなお金がないときには、国からお金の支給などを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第27条【生活水準の確保】</p> <p>子どもは、心やからだやすこやかに成長できるような生活を送る権利をもっています。親(保護者)はそのための第一の責任者ですが、必要なときは、食べるものや着るもの、住むところなどについて、国が手助けします。</p> 	<p>第28条【教育を受ける権利】</p> <p>子どもは教育を受ける権利をもっています。国は、すべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければならない。学校のきまりは、子どもの尊厳が守られるという考えからはずれるものであってはなりません。</p> 
<p>第29条【教育の目的】</p> <p>教育は、子どもが自分のもっている能力を最大限のばし、人権や平和、環境を守ることなどを学ぶためのものです。</p> 	<p>第30条【少数民族・先住民の子ども】</p> <p>少数民族の子どもや、もとからその土地に住んでいる人びとの子どもは、その民族の文化や宗教、ことばをもつ権利をもっています。</p> 	<p>第31条【休み、遊ぶ権利】</p> <p>子どもは、休んだり、遊んだり、文化芸術活動に参加したりする権利をもっています。</p> 	<p>第32条【経済的搾取・有害な労働からの保護】</p> <p>子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利をもっています。</p> 
<p>第33条【麻薬・覚せい剤などからの保護】</p> <p>国は、子どもが麻薬や覚せい剤などを売ったり買ったり、使ったりすることにまきこまれないように守らなければなりません。</p> 	<p>第34条【性的搾取からの保護】</p> <p>国は、子どもが児童ポルノや児童買春などに利用されたり、性的な虐待を受けたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第35条【誘拐・売買からの保護】</p> <p>国は、子どもが誘拐されたり、売り買いされたりすることのないように守らなければなりません。</p> 	<p>第36条【あらゆる搾取からの保護】</p> <p>国は、どんなかたちでも、子どもの幸せをうばって利益を得ることから子どもを守らなければなりません。</p> 
<p>第37条【拷問・死刑の禁止】</p> <p>どんな子どもに対しても、拷問や人間的でないなどの扱いをしてはなりません。また、子どもを死刑にしたり、死ぬまで刑務所に入れられたりすることは許されません。もし、罪を犯したいほされても、尊厳が守られ年れいにあった扱いを受ける権利をもっています。</p> 	<p>第38条【戦争からの保護】</p> <p>国は、15歳にならない子どもを軍隊に参加させないようにします。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。</p> 	<p>第39条【被害にあった子どもの回復と社会復帰】</p> <p>虐待、人間的でない扱い、戦争などの被害にあった子どもは、心やからだの傷をなおし、社会にもどれるように支援を受けることができます。</p> 	<p>第40条【子どもに関する司法】</p> <p>罪を犯したとされた子どもは、ほかの人の人権の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考え、扱われる権利をもっています。</p> 

「こどものけんりプロジェクト」テーマソング

“こえ”のうた

Song for the Voices

作詞: アイラブミーのみんな 英訳詞: ジェフ・マニング 作曲: 佐藤良成
うた: ミーとNHK東京児童合唱団

▶ 動画と譜面はこちらから >



ゲジゲジだいすきこの子
もじもじ見ているあの子
みんなもってるたからもの
かけがえのない“こえ”がある

I know someone who loves creepy crawly things.
And I know someone who's shy with everything.

We all have a special voice. And like the stars,
it's what makes us all unique and who we are.

いっばいないてる赤ちゃん
なかなか泣かないあの子
みんなもってるたからもの
ひとりひとり“こえ”がある

I know someone who cries all the time.
And I know someone who hardly ever cries.

We all have a special voice. And like the stars,
it's what makes us all unique and who we are.

いろもちがう おともちがう
そうだよ 世界はワンダフル

Colors are different. Sounds are all different.
Everyone's making the world wonderful!

耳をすませた ころろを感じた
そうだ これが“こえ”なんだ
ちょっとつたえた わざとかくした
そうか これも“こえ”なんだ

It's time for me to start listening to my heart.
The feelings that I hide are like a voice inside.

They are often hard to say. But I know it's okay!
My inner voice will always find a way!

わたしのぜんぶが“こえ”になる
みんなの“こえ”でうたになる

Can you hear me? I am singing! This is my melody!
Come join us! Join our chorus, and we'll sing in harmony!



“こえ”について

「子どもの権利条約」の4つの原則の一つ、「子どもの声を聞くこと」をテーマにした歌です。

歌詞にでてくる“こえ”は、一人ひとりの気持ち、考え方、意見、そして権利のたとえです。

すべての人は生まれながらに“こえ”をもっていて、“こえ”はその人だけの、かけがえないものです。

一人ひとり“こえ”は違いますが、優劣はありません。また、“こえ”の表し方は人それぞれで、そのどれもが大切にされるべきです。

自分の“こえ”も、誰かの“こえ”も、みんな大切に。ありのままの自分を大切に、ありのままの他者も大切に。



楽曲の目的

子どもたち一人ひとりが、「自分が権利をもつ存在だ」という喜びを感じながら歌ってほしい、という願いを込めて制作されました。「子どもは、一人ひとりが生まれながらに権利をもっていること」「すべての子どもは、ありのままの自分で受け入れられること」を歌を通して学んでいきます。

子どもたちに知ってもらいたい、権利のこと

- 食べて、遊んで、学んで、安心して寝る、という普通の生活を送るために、権利があります。権利は、子どもたちが健やかに成長するための、すべての土台です。
- すべての人が生まれながらに権利をもっていて、誰も奪うことはできません。何かをしたからもらえたり、取られたりするものではありません。

そもそも人権って？～権利の A B C D E ～

「子どもの権利条約」では、18歳未満の子どものもつ権利を定めていますが、18歳をこえると、権利が守られなくなるわけではありません。人はみな生まれながらに基本的人権をもっています。子どもの権利を考えると、普遍的な権利の本質を忘れないことも大切です。

Rights are for **A**LL human beings
すべての人が権利をもっています

Rights are there at **B**IRTH
みな生まれながらに権利をもっています

Rights **C**ANNOT be taken away
権利を奪い取ることはできません

Rights **D**O NOT have to be earnt
権利は無条件にあるものです

All rights are **E**QUALLY important
すべての権利が同じように大切です

出典：UNICEF UK (英語原文)

第1・2学年 学級活動(2)イ

学習活動

指導上の留意点

活動 事前の

自己紹介カード作りや、みんなの好きなもの発表会などの活動を行い、クラスにはさまざまな個性を持った友だちがいることに注目することで、本時テーマを題材として設定できるようにする。

日常の活動と関連させると良い。

導入

「“こえ”のうた」をきいて、歌の意味を考えてみよう

- 「“こえ”のうた」を紹介し、歌の目的を簡単に説明する。
- 動画を視聴し、感じたことを発表する。

歌詞を読み解いたり、歌ったりしながら、自然な流れで本時テーマについて考えていけるようにする。

展開

「“こえ”のうた」の歌詞をじっくり読んで、気づいたことを話し合おう

- 自分が気になった歌詞の部分に印をつけ、その理由をワークシートに書き込む。

- 動画を端末で繰り返し見ながら、気がついたことや感じたことを書き出していけるようにする。

「この歌の中ででてる“こえ”って、なんのことだろう」

- ★ “こえ”とは何を示しているのかを対話の中で深めていく。
- 歌詞の意味についてみんなで考え、一人ひとりを大切にすることの良さについて考えられるようにする。
- ※ 「みんなの“こえ”でうたになる」の意味に着目する。

- “こえ”は、個性や権利のたとえであることに気がつけるようにする。
- 自分の“こえ”も、自分と違う“こえ”も、大事にしたいと思えるようにする。
- 一人ひとりを大切にすることが、安心して食べる、遊ぶ、学ぶなど、普通の生活を送るための土台になっていることに気づけるようにする。

終末

- 最後にもう一度みんなで「“こえ”のうた」を視聴し、今日の活動で何を学んだか、どう感じたかを共有する。

「子ども権利条約」は一人ひとりが大切にされるということを約束している

- 一人ひとりを大切にするために、自分に何ができるかを考えてみよう。

- 一人ひとりを大切にすることの意味を確認する。「子どもの権利条約」について知らせ、これから権利について学んでいく中で、本時で設定した自分の行動目標について定期的に振り返るようにする。

板書計画例

歌の中で、「こえ」という言葉はいろいろな個性(考えや気持ち、表現方法など)のたとえとして表現されています。ここでは、「とくべつなこと」「たいせつなこと」など、子どもたちにも理解しやすい言葉に置き換えて、その意味をわかりやすくまとめることが重要です。

歌の終盤、「みんなの“こえ”でうたになる」というフレーズがあります。一人ひとりの特別なことや大切なこと、それぞれに違う“こえ”が集まって自分たちの生活ができていることを、この歌詞や映像から想像豊かに考えていき、自分と他者の“こえ”を大切にしたい、という気持ちが芽生えたとよいでしょう。



PDF版はQRコードからダウンロードできます。>

「“こえ”のうた」こどものけんりについて かんがえよう

クラス

なまえ

“こえ”のうた

ゲジゲジだいすきこの子
もじもじ見ているあの子
みんなもってるたからもの
かけがえのない“こえ”がある

いっばい^{あか}ないてる赤ちゃん
なかなかなけないあの子
みんなもってるたからもの
ひとりひとり“こえ”がある

いろもちがう おともちがう
そうだよ ^{せかい}世界はワンダフル

^{みみ}耳をすませた ^{かん}こころを感じた
そうだ これが“こえ”なんだ
ちょっとつたえた わざとかくした
そうか これも“こえ”なんだ

わたしのぜんぶが“こえ”になる
みんなの“こえ”でうたになる



1

うたを きいて、きにいった ところに
しるしをつけて、
そのわけを かんがえよう。

(記入例)

ゲジゲジがすきなのは、
ちょっとかわっているけど、
それも「たからもの」っていうのが
すごくいいなと思った。

2

きょうの がくしゅうで、
きづいた ことや かんがえた こと、
わかったこと。

(記入例)

みんないろいろなちがいがああるけど、
おたがいが大切だと分かった。

友だちや自分をみんなが大切にすることが、
安心して食べたり、遊んだりすること
につながるということがわかった。

じぶんのこえをだいいじにしたい。

3

ひとり ひとりを たいせつに
する ために、じぶんに なにが
できるかを かんがえて みよう。

(記入例)

ともだちのきもちをかんがえて
あげるようにしたい。

ともだちが、なにがすきなのかを知ってみたい。

いろいろなともだちと、なかよくしたい。

解説

あたりまえ
認定

これってカワイイ？ヘン？

学べる内容 ▶ 一人ひとりに価値がある

主人公のみーがいつもかぶっている帽子が「カワイイ」か「ヘン」というエピソードを通して、感じ方が一人ひとり違うことはあたりまえであることに気づく物語です。「個性を価値あるものと感じ、尊重し合う大切さ」を子どもたちにわかりやすく伝えます。

※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないように配慮してください。

この動画のあらすじ

▶ 動画はこちらから ▶



シーン 1
みーは遊んでいるときに、友だちのどんから、みーの帽子が「ヘン」と言われます。みーにとってはお気に入りの「カワイイ」帽子なので、ショックを受けます。



シーン 2
どんの言葉で、みーは自分の感じ方に疑問をもち始めます。悩むみーに、パパは、他人の意見に惑わされず、自分がなにを好きだと感じるかが大事だと伝えます。自分の感じ方も、どんとの友情も大切にしたいと気づいたみーは、ある決意を固めます。



シーン 3
翌日、みーはどんたちに、自分の帽子がカワイイ理由をプレゼンテーションします。どんたちは、みーの感じていることを初めて知り、帽子への印象をあらためます。



シーン 4
ここまで、過去の思い出をビデオで振り返っていたみーたち。それぞれに感じ方が違ったことを語り合います。同じように「カワイイ」とは思えなくても、自分の感じ方を押しつけず、お互いの感じ方を大事にしたいと思うようになります。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第2条 差別の禁止



アニメでは、みーのお気に入りの帽子(外見)に対してみーと友だちで反応が違いましたね。「感じ方が違うこと」と、「感じ方に優劣をつけてどれかに統一しようとする」とは違います。人と違うこと、それを認識することは差別ではありません。「同じでないといけない」と考えたり、思わせたりすることが、差別につながります。

第12条 意見を表す権利



アニメでは、みーが自分の帽子に対する愛着と意見を友だちにプレゼンしています。子どもたちが意見を表すためには、「意見を聞いてもらえる」と感じられる環境があることが大切です。茶化したり馬鹿にしたりせず、意見の違いを伝え合うことは、自分と他者を知るきっかけになります。相手と自分の感覚が違うことを共有することで、親しい関係性が生まれることもあります。

第14条 思想・良心・宗教の自由



アニメでは、好きだと感じられることを否定されることが、自尊心や自己認識にどう影響するかが描かれています。特に、「カワイイ」といった、理屈ではない「感じ方」や「嗜好性」について否定されることは、子どもたちの心に大きな負担をかけます。

この動画はこんな時に！

子どもの様子・教師の願い

自分と違う背景や意見への
理解が足りないなあ

クラス替えしたばかりだ

自分の意見や感情を表すことを
ためらっているみたいだ

お互いの違いを認めて、
尊重し合えるようになってほしい

否定的なリアクションに
過敏になっているなあ

転校生がやってきた！

子どもが問題に気づく

導入



自分が好きなものについて
『それはヘンだよ』と言われたことってあるかな？

▶ 動画教材視聴

教材を生かして話し合う

自分の好きなものを人にヘンだね
って言われたとき、悲しいよね

みーが帽子のことを説明したとき、
すごく勇気があったと思った！

みんなが自分の好きなものを
自由に話せるっていいな

自分も好きなものを
大切にしたいと思った！

友だちと意見が違ってても、
それでいいんだね

これから大切にしたいことを考える

自分の考えが他の人と違って大丈夫
大事なのは、みんなが互いを大切にすることだね
みんなが違うからこそ、クラスはもっと楽しくなるんだね



終末



第1・2学年 道徳 正直・誠実

▶ 動画「あたりまえ認定～これってカワイイ?ヘン?」>

学習活動

指導上の留意点

導入

友だちに自分の気持ちを言えなかったことってあるかな。

📺 動画を見ながら考えてみよう。

具体的な場面を思い出すことで、問題を身近に感じられるようにする。

展開

- アニメのどの部分が印象に残ったかを子どもたちに問いかける。
※ワークシート①
- みーがどんに対して自分の帽子について説明するシーンを取り上げ、みんながどう感じたかを共有する。(対話)

対話
あらかじめ自分の考えをもってから話し合う議論ではなく、話し合う中で自分の考えを見つけたり深めたりしていく話し合いのこと

- 動画のシーンを取り上げ、役割演技を行う。自分の好きなものを否定された時に、自分の思いを言えないときの気持ちと、自分の思いを言えたときの気持ちを体験的に感じられるようにする。
- イヤな時には、イヤと言った方が良いが、相手を傷つけるような言い方になってはいけないということも意識できるようにする。

終末

- 子どもたちがペアになり、一人がみーの役を、もう一人がどんの役を演じることで、互いの違いを認め合う練習をする。
- 役割演技を通して、自分の気持ちに嘘をつかず、自分の気持ちをごまかさないことの良さを感じられるようにする。
※ワークシート②

今日の学びを振り返りましょう。

※ワークシート③

- おもっていることをきちんといえたほうがいいんだな。
- いえないと、もやもやしちゃうから、ちゃんといおう。

- ワークシートを書いた児童から、意見の交流を行うようにするなど、子どもたちが互いの学びをシェアできるように工夫するとよい。

板書計画例

じぶんのきもちにしようじき
。すつきりもつとなかよくなれる
。もやもやしな
じぶんのきもちにうそ
。もやもや…あとからいいにくい
。いやなきもちがつづく

みーとおなじように
いえるかな
やくわりえんぎを
してみよう

もやもや
じしんがなくなる
なかよくなれない
いやなきもち

。いえないときもあるよね

じぶんのきもち

PDF版はQRコードからダウンロードできます。>



じぶんが好きなものについて かんがえよう！

クラス

なまえ

1

アニメをみて、かんじたことや かんがえたことを かきましょう。

(記入例)

自分の好きなものを人にヘンだねって言われたとき、悲しい。
みんなが自分の好きなものを自由に話せるっていいな。
ミーが帽子のことを説明したとき、すごく勇気があると思った！

2

ミーが、「ぼうしがヘンだ」といわれたシーンの
やくわり えんぎを してみよう。



3

きょうの がくしゅうで、きづいたことや かんがえたこと、わかったこと。

(記入例)

ぼくの考えが友達とちがってもいいんだということがわかった。
だいいいなのは、みんなを大切にすること。

解説

あたりまえ
認定

「こころのアラーム」

学べる内容 ▶ イヤなことから守られる

子どもたちがそれぞれ感じる感覚的なイヤなこと＝「心のアラーム」に気がつき、一人ひとりに他の人とは違う「心のアラーム」があるのはあたりまえであることに気づく物語です。自分の「心のアラーム」を自覚することが、「イヤなことから守られる」ための一歩になることを伝えます。

※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないよう配慮してください。

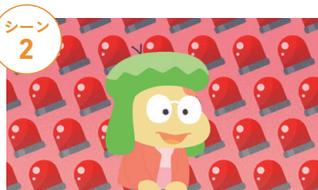


この動画のあらすじ

▶ 動画はこちらから ▶



シーン 1
ミーの友だちの間で「おしりむにむに遊び」が流行っています。ミーもみんなと同じように楽しんでいながらも、むにむにされたときに、ブルッと震えて「ヘンな感じ」がします。



シーン 2
はっきりイヤなことや痛いことをされたわけではないけれど、「ヘンな感じ」がするという違和感を、ミーは自分の勘違いかな、と思っています。でも、パパとの話の中で、その言葉にできない気持ちは、心が「大丈夫？注意して！」と知らせてくれている警告、「心のアラーム」だと知ります。



シーン 3
翌日、ミーは、背中に張り紙をはって、「イヤだ」という気持ちを相手に伝えてみました。



シーン 4
ここまで過去の思い出を振り返っていたミーたち。友だちにも、それぞれ自分だけ「心のアラーム」が鳴ることがあると知ります。お互いに、「自分だけのイヤなこと」があったら、伝え合ってもいいんだと確認します。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第19条 あらゆる暴力からの保護



イヤなことから身を守るには、そもそも、「違和感」や「イヤな感じ」を感じ取れることが大事です。イヤだと思うことは人によって違います。一人ひとりがイヤだ、暴力だと思うことは何かを考え、子どもたちが、どのように自分たちを暴力から守られるか、考える機会にしてみてください。

第34条 性的搾取からの保護



体を触らせたり、見せたりしていいかを自分で決めることができる権利が、私たち全員にあります。自分がイヤだと感じなくても、他人の体を勝手に見たり触ったりしてはいけなものだ、と伝えてください。イヤだと思う子の気持ちを尊重しますが、イヤだと思わない子の気持ちを強く否定する必要はありません。子どもは体に興味があるものです。見せ合っことが流行ることもありますが、※プライベートパーツは体の内側につながり、命につながる場所なので、見たり触ったりするのは自分だけだよ、と伝えましょう。

第12条 意見を表す権利



イヤだと思う場合は、はっきり言ってもいいことを伝えましょう。子どもが言いづらい場合には、心身を守るため、その場から離れてもいいことや、信頼できるおとなに伝えてもいいことも、言い添えてあげてください。おとなは、寄り添いながらそれぞれの子どもの気持ちを聞きましょう。

※ 体のプライベートパーツ
断りなく他の人に触られるとイヤなところ。下着で隠れているところ、胸や口。人によっては、目、耳、鼻などを含むこともあり、どこを触られるとイヤなのかは、人によって違います。

この動画はこんな時に！

子どもの様子・教師の願い

周りを気にしすぎたり我慢しすぎたりして、
自分の思いを言えていないなあ

相手がイヤがっていることを
受け止められていないなあ

水泳学習前だし、
プライベートパーツについて
意識させたいな

スキンシップが
苦手な子との間で
トラブルになりそうだ

子どもたちの間で
見せ合いっこが
流行っているみたいだ

子どもが問題に気づく

水泳の着替えの時に
イヤなことってあるかな？

なかよしだけど、
あんまり触らないで
と思うときあるかな？

▶ 動画教材視聴

教材を生かして話し合う

ちょっと恥ずかしいって
思うのは、
ヘンじゃないんだね

なかよしでも
自分の気持ちは
言っているんだよ

水着で隠れるところは、
見られたり触られたりするのが
イヤでもふつうなんだよ

心のアラームが鳴っているときは、
イヤな気持ちをちゃんと
言えたらいいよね！

これから大切にしたいことを考える

イヤなものはイヤだと言っていいんだよ
自分は平気でも、相手のイヤな気持ちを大事にしたいね

導入

展開

終末



④ 動画「あたりまえ認定～こころのアラーム」>

第3学年 学級活動2(ウ)

※ 保健と関連させると良い。

活動前の

導入

展開

終末

学習活動

- 友だちとふれあって遊んだ経験や、その時の気持ちについてアンケートをとる。(おんぶや抱っこ、おしくらまんじゅうなど)

- アンケート結果をもとに、ふれあいに対する「うれしい」「楽しい」という回答について、具体的にたずねる。
- 「イヤだ」という回答について、具体的に理由を考える。

今日は、友だちにさわってほしくないときには、どうしたらいいか、について考えてみよう

- 同じように悩んでいるみーっていう子のお話を見てみよう。

④ 動画シーン①視聴(～36秒)

- 同じ「むにむにあそび」に対して、登場人物によって受け止め方が違うことを確認する。

④ 動画シーン②視聴(36秒～2分5秒)

動画に出てきた「心のアラーム」ってなんだろうね？

対話 その学級なりの言葉にする

ワークシート①②を記入する。

対話 具体的な心のアラームが鳴る場合とその対処について、それぞれの意見を共有する

心のアラームが鳴ったとき、みーはどうしたのか見てみよう

④ 動画シーン③④視聴(2分5秒～最後)

- みーが自分の気持ちに気づいて伝えたことで、初めて友だちがみーの気持ちに気づいたことを確認する。

心のアラームが鳴ったとき、相手に伝えるべきか

話し合い 学級での解決策を考える

- 言いづらいのはどんな時か具体的に挙げて考える
- 動画を参照し、伝え方についても考える
- 伝えられたときの受け止め方も考える

話し合いの結果をふまえて、自己目標を考える。ワークシート③を記入する。

指導上の留意点

- 前ページの「子どもの様子」にあがっている問題が学級内にある場合は、それをアンケート項目にしてもよい。

- 不快は快がわかって初めて認識されるので、「ふれあいの心地よさ」について、はじめに確認する。

- ふれあい自体を悪いことだと思わせないように注意する。

- 「イヤなときあった？」と問い返ししながら、自分の気持ちが言えないときもあることに気づかせるとよい。

- 動画を途中まで視聴する。いろんなキャラクターにふれて、イヤだと思う、思わない、どちらの感受性の子にも共感できるようにする。

- 導入時に「イヤだった」という子どもがいない場合、動画内のみーの気持ちに焦点を当てる。

- 動画の要素をヒントに対話を展開する。

- 「心のアラーム」という共通言語をもつことで、その後の議論が散漫になることを防ぐ。

- まずは、自分の気持ちに気づけることを重視し、気づけたことを称賛する。

- 「心のアラーム」が鳴った時の対応は、一律ではないことを認識させる。

- 自分と違う意見について、関心をもって対話するように促す。

- 「相手が怖そう」「伝えたら怒られそう」などの理由で伝えられない時は逃げる、助けを呼ぶ、安心できるおとなに話すこと。もしも、それができなくても自分が悪いわけではないことを補足する。

- 事後の活動として、決めた目標を実行できるような声かけを行っていくとよい。



PDF版はQRコードからダウンロードできます。>

じぶんの きもちに きづくって どういうこと？

～こころの アラーム しらべルームで しらべてみよう！

クラス

なまえ

1

こんなとき、あなたの こころの アラームは なるかな？

1 プールの きがえの とき、
タオルを ひっぱられる



なる / ならない

2

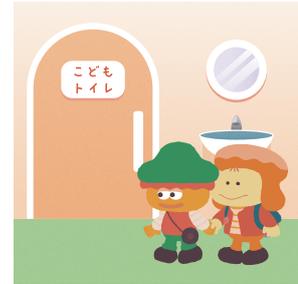
ほかの ひとが つかった
ハンカチを かしてくれる



なる / ならない

3

なかのいい ともだちに
いっしょに トイレの こしつに
はいろうと さそわれる



なる / ならない

2

こころの アラームが なったとき、あなたなら なんて いうかな？

1 プールの きがえの とき、
タオルを ひっぱられる

(記入例)

やめてっていう。

2

ほかの ひとが つかった
ハンカチを かしてくれる

(記入例)

イヤっていったら
おこりそうだから
いえないかも。

3

なかのいい ともだちに
いっしょに トイレの こしつに
はいろうと さそわれる

(記入例)

いっしょに
はいりたくないっていう。

3

これから じぶんの こころの アラームが なったら どうしたいか、かいてみよう。

(記入例)

いやだってきづいたらいう。
やめてっていわれたら、おこらないで、やめる。

解説

あたりまえ
認定

おもってもいけないよ…

学べる内容 ▶ 意見の表明と尊重

友だちの気持ちをおもんばかりすぎると、自分がつらくなることに気づき、その時に自分の思いを正直に伝えることは、あたりまえだと気づく物語です。「自分の気持ちを大切にすること」と、「他者の意見を尊重すること」が、ともに大切であることを伝えます。

※「あたりまえ」が、一つの考えを強要したり、当てはまらない人を差別したりする態度につながらないよう配慮してください。



▶ 動画はこちらから ▶

この動画のあらすじ



シーン 1
みーは、劇遊びのなかで、風の役や太陽の役など、本当はやりたくない役を当てられます。でも、年下の友だちのくりとめろには、本当はイヤだというその気持ちを隠してしまいます。



シーン 2
みーは、自分の気持ちを抑えて役割をこなします。おじさんに“本当はやりたくない”気持ちを指摘されますが、年上であることを理由に我慢し続け、心が苦しくなっています。



シーン 3
おじさんは、イヤならイヤと言わなければならないと言います。みーは、風や太陽の役を実はやりたくなかったと、友だちに告白します。



シーン 4
ここまで過去の思い出を振り返っていたみーたち。お互いに忖度して、自分の気持ちを言い出せていなかったことがわかります。自分の思いを言わないと、かえって仲が深められないことに気づきます。

動画をきっかけに、こんな権利についても考えてみよう！

各条文の抄訳は、前出の一覧を参照してください

第12条

意見を表す権利



なかなか自分の感情や希望を伝えられないみーでしたが、最後には勇気を振りしぼって本当の気持ちを表すことができました。周りとは違う意見を表明しても受け止められる経験を重ねると、その集団の親密さは増し、建設的な話し合いができるようになっていきます。子どもたちが自由に意見を表すためには、「意見を聞き合える集団」になっていることが大切です。そのためには、意見や気持ちを伝えた時に、友だちに否定されたり、拒否されたりしない環境づくりが大事ですが、子ども同士だけでなく、おとなと子どもの関係性が鍵となります。子どもたちの思いに寄り添うべき場面で、子どもの気持ちを見過ごしていないか。例えば、食べたくない意志を示している子を食べ切らせようとしたり、おとなの想定と違う子どもの意見を否定したり無視したりして、おとなの考えを強要していないか。おとなが日々、自らの行いの中で意識することが、子どもたちの権利への意識を育む、第一歩なのです。

第32条

経済的搾取・有害な労働からの保護



「しょうがないからやるしかない」と思っている子へ

みーの場合は、経済的搾取ではありませんが、自己の意志を抑えて、役をこなしています。「しょうがないことだ」と声をあげずにいる子どもには、無理強いされることなく公平な環境で活動できるよう守られていることを知らせてください。また、子どもたちの権利が守られる環境を整えるのが、おとなの責任です。

この動画はこんな時に！

子どもの様子・教師の願い

集団になると、
自分の気持ちが出せていないなあ

意見がぶつかって、
お互いにうまくやれていないなあ

自己主張が
かなり強いなあ

自分の意見や気持ちを
自由に表現する勇気をもってほしい

いつも自分の意見や
やりたいことを
後回しにしているなあ

子どもが問題に気づく

導入



自分の気持ちを伝えたいけど、
ちょっと言いにくいと感じたことはありますか？

▶ 動画教材視聴

教材を生かして話し合う

展開

みんなで遊ぶとき、
誰かが楽しくなさそうにしていたら、
聞いてあげたいって思った

みーみたいに、イヤなことはイヤって
言えたらいいのに、
言いにくい時があるよ

本当のことを話すと
友だちと仲良くなれる

みーみたいに、自分の気持ちを
ちゃんと伝えたい

自分の気持ちを隠さない
ことが大切

これから大切にしたいことを考える

終末

自分の気持ちを言うことは、とても大切なことだよ
自分の本当の気持ちをちゃんと伝えるようにしよう
そして、自分らしさを大切にしよう
本当の気持ちを話すと、友だちと もっと仲良くなれる！



第1・2学年 学級活動(2)イ

◎ 動画「あたりまえ認定～おもってもいえないよ…」 >



事前の活動

導入

展開

終末

学習活動

- 日常生活の中から、児童が気持ちを伝えることが必要な場面をいくつか例示し、本時テーマを題材として設定できるようにする。

自分の気持ちを伝えたいけど、言いにくいと感じたことはありますか？

「意見の表明と尊重」というテーマについて、簡単な質問を投げかけて、子どもたちの意見を聞く。

◎ 動画視聴

- アニメのどの部分が印象に残ったかを子どもたちに問いかける。
※ワークシート①
- みーが、風や太陽の役を実はやりたくなかったと友だちに告白するシーンを取り上げ、みんながどう感じたかを共有する。(対話)

対話

あらかじめ自分の考えをもってから話し合う議論ではなく、話し合う中で自分の考えを見つけたり深めたりしていく話し合いのこと

- グループになり、ワークシートを使って、さまざまな状況において自分の気持ちをどのように表現するかを演じる。(ロールプレイ)
※ワークシート②

今日の活動で学んだことをもとに、これからの生活の中の自分の目標を考える。

- 自分の本当の気持ちをちゃんと伝えるようにしましょう。
- 自分らしさを大切にしよう。

指導上の留意点

- 具体的な生活場面をロールプレイのテーマとして、授業の中でも取り上げられると良い。

具体的な場面を思い出すことで、問題を身近に感じられるようにする。

- 出された意見を板書して、意見を表明する側/意見を聞く側の観点で整理する。
- 動画内容と児童の意見をもとに、意見を表明することや、互いを尊重することの大切さについて価値づけられるようにする。
- 子どもたちに自分の気持ちを表現する練習をする場を設定するとともに、対話を通じて他者との意見の相違を解決する方法を学べるようにする。

- 朝の会や帰りの会でその日の振り返りをするなど、継続的に目標に向けて取り組める手立てを設けると良い。

板書計画例

じぶんの きもちを
つたえる ことについて
かんがえよう！

じぶんの きもちを いうことは、とても たいせつな こと
・じぶんの ほんとうの きもちを ちゃんと つたえるように しよう。
・じぶん らしさを たいせつに しよう。
ほんとうの きもちをはなすと、
ともだちと もっと なかよくなる！



- ◎ みーみたいに、じぶんの きもちを ちゃんと つたえたい。
- ◎ みーみたいに、イヤなことは イヤって いえたら いいのに、いいにくい ときがあるよ。
- ◎ じぶんの きもちを かくさないで おくのが たいせつ。



- ◎ ともだちの いけんを たいせつに したいと おもったよ。
- ◎ みんなで あそぶとき、だれかが たのしくなさそうに していたら、きいて あげたいって おもった。



PDF版はQRコードからダウンロードできます。>

じぶんの きもちをつたえる ことについて かんがえよう！

クラス

なまえ

1

アニメをみて、かんじたことやかんがえたことをかきましょう。

(記入例)

みーみたいに、イヤなことはイヤって言えばいいのに、
言いにくい時があるよ。
みーみたいに、自分の気持ちをちゃんと伝えたい。
みんなで遊ぶとき、だれかが楽しくなさそうにしていたら、
聞いてあげたいって思った。

2

ロールプレイをしてみましょう

1



ともだちがかってにあなたの
のだいすきなおもちゃをつ
かいはじめたら、どうする？

2



あなたはサッカーをしたいけ
ど、ともだちはやきゅうをし
たいといっているよ。どうつ
たえる？

3



クラスのルールがおかしいな
とおもったとき、どうやって
せんせいやともだちにいけん
をいう？

4



グループのリーダーになった
けど、ちょっとじしんがない
んだ。どうする？

3

きょうの がくしゅうから、これからの せいかつの めあてを かんがえてみよう。

(記入例)

- ④ イヤなことは、イヤだとちゃんと伝えるようにしたい。
- ④ おかしいなと思ったら、だれかに相談してみたい。

小学校中学年以上向け「子どもの権利条約」学習動画

▶ 動画はこちらから ▶



ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利

学べる内容 ▶ みんなが大切にされる毎日を

「子どもの権利を学ぶ」といっても、どこから手をつければいいでしょう？ 実は、さまざまな教科や学校・学級活動の中にも取り入れることができます。

「ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利」は、小学校中学年から中高生を対象に、「子どもの権利条約」を通じて子どもの権利について知るための動画教材です。この動画では、記者のジーンとケーンというキャラクターが、子どもの権利に詳しい弁護士の大谷さんに、突撃インタビュー。子どもの権利の基本概念、権利の具体例や条約の重要性について教えてもらいます。また、権利が守られていない世界の子どもたちの状況を紹介し、条約がなぜ必要かを説明。学校生活で大切な権利の具体例を通じて、子どもたちが元気に育つために必要な条件を、話し合いながら学びます。この動画は、子どもの権利とは何か、なぜ大切なのかを、楽しく伝えています。さまざまな学習の導入に活用してください。

ジーンとケーン
子どもの悩みや、身の回りで気になる疑問について調べる、記者コンビ。ジーンは、すぐに“ジーン”と感動しちゃう、心優しい子。ケーンは、“ケン”とつく言葉に反応して、素早くケン索しちゃう、熱血マン！



話し手
大谷美紀子
(おたに みきこ)

「子どもの権利条約」について学んだことがきっかけで、人権教育や国際人権法に関心を持つ。弁護士として、またNGO活動を通して、子どもや女性、外国人の人権問題に取り組む。日本人初の「国連子どもの権利委員会」委員。

この動画はこんな教科や時間に！

保健 心と体の安全について学ぶ際に！

3年生 健康な生活 → 安全に暮らせる権利 (命を守られ成長できること)
(関連条約 第6、19、24、27条)

4年生 変化する心と体 → (差別の禁止) (関連条約 第2、24条)

5年生 心の健康 → (意見を表明し、参加できること)
(関連条約 第12、13条)

安全な生活 → プライバシー、名誉の保護
(関連条約 第16、19条)

6年生 病気の予防、地域の保健活動(健康・医療への権利)
(関連条約 第24条)

薬物の防止 → 麻薬・覚醒剤などからの保護
(関連条約 第33条)

総合的な学習の時間 総合のテーマ設定や、探究学習の課題設定作成の際に

3年生 特別支援学校との交流 →
障がいのある子ども (関連条約 第2、23、24条)

特活 子どもたちの話し合いを深めたいときに

全学年 いじめアンケート → あらゆる暴力からの保護
(関連条約 第19条) (p.24 指導案参照)

〈こんな先生の願いに応えます〉

- いじめアンケートの時に、率直な自分の意見を回答してほしい
- 子どもたちが互いの違いを認め、尊重できるようになってほしい
- 否定的な意見に過敏になるなど、気になる子どもがいる

一人ひとりが大切にされる学級づくり

「学級目標づくり」の活動の冒頭に

<https://www.unicef.or.jp/kodomo/cre/action/classcharter-hoya/>



社会 公民分野の学習にも！

6年生 「憲法とわたしたちの暮らし」 基本的人権について学習したことを概観し、日本国憲法で定められていることと「子どもの権利条約」を比較しながら人権について考える。
(p.26 指導案参照)

「子どもの権利」についてもっと知りたいときには・・・

日本ユニセフ協会「子どもの権利条約」特設サイト
<https://www.unicef.or.jp/crc/>





第5・6学年 学級活動(2)イ

▶ 動画「学んでみよう!子どもの権利」▶

活動名 **みんなが安心できる生活 —子どもの権利について考えよう—**

相手への伝え方や関係性、自分と違う多数派の意見やインターネット上の発言が友だちを傷つけてしまうことを知り、それを防止しようとする気持ちや態度を育む。

学習活動

指導上の留意点

活動
事前の

導入

展開

終末

1. クラスでイヤな思いをしたり、いじめだなと感じたことはあるかな? (アンケート)

- 「みんなが安心できる、いじめのないクラスにしたいよね。」

2. 友だちとの会話例から、言葉の暴力やいじめについて考える

- イヤな係(仕事)を押しつけられる。
- やめてと言っても、イヤなあだ名で呼ぶ。
- SNSで悪口を言われた。

3. 動画をみて、いじめについて話し合う

- 言いたいことを言っても良いという権利がある。
- いじめがあったとき、権利はどうやって守られるのかな?
- 友だちがいじめられたときは助けたい。

4. いじめがあったときにどうしたらよいか考える

- | | |
|------|---|
| 個人 | いじめをされたと思ったときに、あるいはいじめを見たときにどうしたらよいか、考える。 |
| グループ | 各自のワークシートを見せながら、自分の考えを発表し、いじめ防止について意見を交換する。 |
| 全体 | 各グループの話し合いで出た話題を発表させながら、「子どもの権利条約(意見を表す権利)」のいじめ防止につながる権利についてまとめる。 |

5. それぞれの目標を決定し、学習を振り返る

- SNSで話す際も含め、相手の気持ちを考えて、話す。
- 自分が安心して過ごす権利をもつと同様に、友だちにも権利があることを知る。

- 出された意見を板書する。

- 動画を視聴する。
- いじめにおける加害者、被害者、傍観者、観衆という視点を明確に示す。
- 「子どもの権利条約」一覧を配布する。

※(評価)みんなが安心して過ごすことができる関わりや行動を考え、発表したり書いたりすることができる。

- 振り返りをオンラインフォームに書かせて、結果を共有するとより効果的。
- 学校以外のいじめ相談先などを提示する。

板書計画例

みんなが安心できる生活

○これっていじめ? ○いじめかなと思ったら、どうしたらよい?



いじめられた	いじめた
<ul style="list-style-type: none"> ・誰かに相談する ・保健室の先生に話す 	<ul style="list-style-type: none"> ・謝る ・いじめてしまった、理由を考える



いじめを見た(笑う・止めない)	いじめを見た(こわくて言えない)
<ul style="list-style-type: none"> ・いじめられた人のことを考える 	<ul style="list-style-type: none"> ・誰かに相談する ・いじめられた人のきもちを考える

○みんなが安心できるためにできること

- 相手の気持ちを考えて、話す(SNSも)
- 相手がいやな思いをしていないか聞く
- もし自分だったら?と、考える
- 家族や先生になど相談できる場所を調べる

○いじめからみんなを守る「子どもの権利」は?

- 意見を表す権利
- 生命の権利
- 適切な情報の入手
- 暴力から保護される権利
- 教育を受ける権利
- 差別の禁止

24時間子供SOSダイヤル

0120-0-78310 (なやみ言おう)



PDF版はQRコードからダウンロードできます。>

みんなが安心できる生活—子どもの権利について考えよう—

クラス

なまえ

1

これっていじめ？
次の絵を見て、自分の考えに近い番号を一つえらんで()に書きましょう。

- 1.いじめだと思う 2.いじめではないと思う 3.いじめかもしれないけれど、はっきりしない

1



()

2



()

3



()

2

動画を見て、気になったことをメモしましょう。



3

いじめにあったときにどうしたらいいと思いますか？
それぞれの立場で考えましょう。

A

いじめられた

C

いじめかなと思ったけれど、一緒に笑ってしまった
(いじめ側に同意)

B

いじめてしまった

D

いじめかなと思ったけれど、こわくて見ただけだった

4

今日の学習から、感じたことや考えたことを書きましょう。

(記入例)

動画で子どもの権利条約があると知りました。
子どもが生きていくために必要な権利がある。
世界には安全に生きる権利が守られていない子どもがいる。
いじめかな？と、思ったときに相手の気持ちになって考えて行動したい。



▶ 動画「学んでみよう!子どもの権利」>

第6学年 社会科

活動名 憲法とわたしたちの暮らし

基本的人権について学習したことを概観し、日本国憲法で定められていることと「子どもの権利条約」を比較しながら人権について考える。

学習活動

指導上の留意点

導入

1. 前時までの学習の復習

📺 動画の冒頭(1分30秒まで)

- 日本国憲法では、「基本的人権」についてどのように定められているかを、ワークシートに書き出す。

- 動画のタイトル前まで視聴したところで止める。

2. 📺 動画の続き(1分30秒～最後)を見て印象に残った場面を出し合う

3. 「子どもの権利」について「基本的人権」と関連させながら考える

個人

1. ワークシートを活用し、関連していると思うものを整理する。

グループ

自分の考えを発表し、意見を交換する。

全体

各グループで出た話題を発表させながら、「基本的人権」と「子どもの権利条約」の関係についてまとめる。

- 出された意見を板書するが、この段階では整理しない。

- 教科書や資料集を読み返して既習の「基本的人権」について確かめてから書き込むことを勧める。

- ここでは板書しながら児童の意見を元に「基本的人権」と「子どもの権利条約」の関係についてまとめていく。

4. 自分たちの身の回りで、子どもの権利に関して、大事なことを実現しようとしている取り組みについて、調べながら考える

- 基本的人権を実現しようとしている実例：公園のバリアフリートイレ、こども基本法、障害者差別解消法など

- 振り返りをオンラインフォームに書かせて、結果を共有するとより効果的。

5. 学習を振り返る

- 今日の学習で考えたこと、もっと知りたくなったことをまとめる。

展開

終末

板書計画例

基本的人権と 子どもの権利

- ◎ 自分たちにもたくさんの権利があるんだ
- ◎ 世界にはこんなに苦勞している子どもがいるのか
- ◎ 子どもが働かされているのはひどい
- ◎ 前に読んだ本でそういった話があった
- ◎ 今、〇〇国ではそういったことになっているのでは？

日本国憲法

- 居住・移転・職業の自由
- 法のもの平等
- 政治に参加する権利
- 健康で文化的な生活を送る権利
- 信教・学問・思想の自由
- 働く権利
- 裁判を受ける権利
- 教育を受ける権利

子どもの権利条約

- 命を守られ成長できること
- 子どもにとって最もよいこと
- 意見を表明し参加できること
- 差別のないこと
- あらゆる暴力からの保護

憲法は誰が対象？
子どもの権利条約は？



PDF版はQRコードからダウンロードできます。>

「ジーン&ケーン 学んでみよう！子どもの権利」を見て考えよう

クラス

なまえ

1

「基本的人権」って何だったかな？

2

動画を見て、「子どもの権利」について考えたことを書こう。



3

「子どもの権利条約」ってどんなもの？

4

身の回りで「子どもの権利」を実現しようとしている
取り組みについて調べてみよう。

キャラクタープロフィール



ジーン&ケーン

「こどものけんりプロジェクト」応援キャラクター。記者コンビ。子どもの悩みや、身の回りで気になる疑問について調べる。ジーンは、すぐに“ジーン”と感動しちゃう、心優しい子。ケーンは、“ケン”とつく言葉に反応して、素早くケン索しちゃう、熱血マン！



アイラブミー

NHK Eテレで放送されているアニメーション番組。主人公の「ミー」が「じぶんを大切にすることってどういうこと？」か考えていきます。「こどものけんりプロジェクト」のコンテンツにミーとミーの仲間たちが登場しています。

放送時間はこちら
<https://nhk.jp/iloveme>



「こどものけんりプロジェクト」

「こどものけんりプロジェクト」は、日本ユニセフ協会とこども家庭庁共催のキャンペーンです。日本における「子どもの権利」の正しい理解と普及を通じて、子どもたちのウェルビーイングの向上を目指しています。

なお、本ヒントブックを含むプロジェクトの各種教材などは、日本ユニセフ協会がこども家庭庁およびNHKエデュケーショナルの協力を得て、独自に制作・発行しています。

特設サイトはこちら
<https://www.unicef.or.jp/kodoken/>



子どもの権利条約 先生のためのヒントブック 小学生

発行
2024年9月

発行者
公益財団法人 日本ユニセフ協会
〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス
TEL:03-5789-2014
Eメール:se-jcu@unicef.or.jp

制作
日本ユニセフ協会 / NHKエデュケーショナル
デザイン
札幌大同印刷
監修
汐見稔幸(東京大学名誉教授)
監修・授業デザイン構想
安井政樹(札幌国際大学准教授)

アイラブミー ©NHK ジーン&ケーン©NED